

人材紹介に関わる契約書

株式会社〇〇〇〇(以下、「甲」という)と、株式会社サプル 札幌支店(以下、「乙」という)とは、甲の人材の採用に関し、以下のとおり契約する。

第 1 条(契約の目的)

甲は、乙に対し人材募集・面接選考等に関するコンサルティング、紹介業務を依頼し、乙はこれを承諾して、信義誠実の原則に基づき甲の依頼に応えるものとする。

第 2 条(個別依頼の取消)

甲が、個別の依頼の取り消しをする場合は、速やかに乙に書面により通知をしなければならない。

第 3 条(乙の守秘義務)

乙は、甲より依頼のあった内容を当事者(求職者を含む)以外に漏らしてはならない。但し、甲の許可を得た場合はこの限りではない。

第 4 条(甲の守秘義務)

甲は、乙より紹介のあった求職者に関する情報について第三者に漏らしてはならない。甲が乙より入手した情報に基づき、甲以外の第三者が、乙が甲に紹介した求職者を採用した場合、甲は乙に対し、第 6 条に規定する報酬を支払わなければならない。

第 5 条(個別業務の完了)

個々のコンサルティング、紹介業務は、甲が乙の選考した求職者の中から採用する者(以下、「内定者」という)を決定し、内定者が甲に入社したとき完了する。但し、甲が内定者を決定後、乙及び内定者の責めに基づかない事由により内定の取り消しがあった場合には、個々のコンサルティング業務は完了したものとし、甲は第 6 条に規定する報酬を乙に支払うものとする。

第 6 条(紹介料金と支払規定)

内定者が甲に入社したとき、甲は乙に対し報酬として、別途締結する人材紹介に関わる覚書(以下、「覚書」という)に基づき支払うものとする(但し、別途消費税を支払うものとする)。甲はこの報酬と消費税を、乙の請求書に基づき毎月末日で締め、翌月末日に乙指定の銀行口座へ振込により支払うものとする。

第 7 条(費用区分)

内定者決定のために求職者に対して、適性検査、履歴の照会を実施する場合は、甲の責任において行うものとし、その費用に関しても甲が負担するものとする。

第 8 条(反社会的勢力等の排除)

甲及び乙は、本契約の締結時点において、自己、自己を実質的に支配する者、又はその代理・媒介をする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会勢力(以下、「反社会的勢力」という)ではないこと、反社会的勢力と密接な関係を有するものではないこと及び過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明保証し、本契約締結日以降、本契約の履行完了までの間、自己、自己を実質的に支配する者、又はその代理・媒介をする者が反社会的勢力でない状態を維持し、反社会的勢力と密接な関係を有しないことを誓約する。

2. 甲又は乙が前項の当該表明保証又は制約に違反した場合、それが判明した時期の如何を問わず、相手方からは何ら催促を要せず直ちに本契約を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を請求することができる。

第 9 条(誠意条項)

本契約の定めのない事項については、甲、乙双方が誠意を持って協議し、解決するものとする。

第 10 条(有効期間)

本契約の有効期間は契約日から満 1 カ年とする。但し、期間終了 1 か月前までに甲、乙いずれかから書面による契約終了の意思表示がなされない時は、引き続き 1 カ年継続し、その後も同様とする。

上記契約成立の証として、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通保有する。

20××年●月●日

(甲)

(乙)

人材紹介に関わる覚書

株式会社〇〇〇〇(以下、「甲」という)と、株式会社サプル 札幌支店(以下、「乙」という)とは、20××年●月●日締結の「人材紹介に関わる契約書」(以下、「本契約書」という)第6条(紹介料金と支払規定)における報酬の金額を以下のとおり定める。

第1条(紹介料金)

甲は、乙の紹介により20××年▲月▲日入社の下線部(以下「内定者」という)の報酬として、内定者に支払われる予定年収の◆%(消費税別)の■万円でする。

第2条(支払規定)

甲はこの報酬と消費税を、乙の請求書に基づき毎月末日で締め、翌月末日に乙指定の銀行口座へ振込により支払うものとする。

第3条(紹介料金の返還)

内定者が甲に入社後、自己都合により3ヶ月以内に退社した場合、乙は甲に次のとおり紹介手数料を採用者退職日より30日以内に返還するものとする。

- ・ 入社後14日以内に退社： 紹介料金の100%
- ・ 入社後1ヶ月以上2ヶ月未満に退社： 紹介料金の50%
- ・ 入社後2ヶ月以上3ヶ月未満に退社： 紹介料金の25%

但し、内定者が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることが起因する退社の場合はこの限りではない。

第4条(誠意条項)

本覚書の定めのない事項については、本契約書によるものとし、疑義を生じた場合は甲、乙双方が誠意を持って協議し、解決するものとする。

本覚書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通保有する。

20××年●月●日

(甲)

(乙)